

第 102 期 事業報告書

〔 令和 7 年 3 月 1 日から
令和 8 年 2 月 28 日まで 〕

一般社団法人 信託協会

事業概況

近年、急速に進行する少子高齢化や資産承継への関心の高まりなどの社会・経済環境の変化を背景として、後見制度支援信託、遺言信託、遺言代用信託、結婚・子育て支援信託などの信託へのニーズが高まっている。信託制度は、社会の多様なニーズに対応し、その有する各種機能を発揮することで、経済・国民生活の重要なインフラとして定着し、これまで以上に信託の役割が期待されている。

令和7年度においては、公益信託に関する法律の令和8年4月の施行や資産運用立国の実現に向けて、金融・信託関連制度の様々な見直しが行われる中、当協会は、信託制度の普及・健全な発展に向けて、次のような活動を積極的に展開した。

1. 信託制度の普及・発展に向けた意見表明・要望活動等

(1) 税制改正要望

「令和8年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁、経済産業省、国土交通省等の関係各方面に提出した。主要要望項目は、次のとおりである。

1. 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和8年3月末）を延長すること。また、本制度のさらなる活用に資する所要の税制上の措置を講じること。
2. 企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置を延長すること。
3. 特定受益証券発行信託の要件における計算上、課税の繰り延べに当たらない非現金収入収益を分子から除外すること。
4. 「受益証券発行信託計算規則」において、受益者と信託との直接取引（資本取引）に係る規定の整備に伴う税制上の取扱いを明確化すること。
5. 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について恒久化すること。少なくとも適用期限（令和9年3月末）を延長すること。
6. 株式の信託を利用した事業承継について、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用対象とすること。また、納税猶予制度の特例措置に係る特例承継計画の提出期限（令和8年3月末）を延長すること。

要望の結果、「令和 8 年度税制改正の大綱」（令和 7 年 12 月 26 日閣議決定）において、企業年金および確定拠出年金の積立金に係る特別法人税については、課税停止措置の適用期限の 3 年延長（令和 11 年 3 月末）が措置されることとなった。

また、株式の信託を利用した事業承継については、納税猶予制度の特例措置に係る特例承継計画の提出期限につき、法人版は 1 年 6 月（令和 9 年 9 月末）、個人版は 2 年 6 月（令和 10 年 9 月末）の適用期限延長が措置されることとなった。

上記のほか、特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限の 3 年延長（令和 11 年 3 月末）、国民の資産形成に資する暗号資産に限って、その現物取引、デリバティブ取引および ETF から生ずる所得を分離課税の対象とし、3 年間の繰越控除制度を創設すること、土地の売買による所有権移転登記および土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減税率の適用期限の 3 年延長（令和 11 年 3 月末）、NISA 制度の拡充等が措置されることとなった。

一方、教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度については、これまでの利用の実態や格差固定化の懸念、教育費の無償化や負担軽減の進展、NISA 制度の拡充等も踏まえ、適用期限（令和 8 年 3 月末）を延長しないこととされた。

なお、教育資金贈与信託および結婚・子育て支援信託については、他団体等を通じた広報用資料（チラシ・ポスター）の配布およびメディア媒体（テレビコマーシャル・新聞・雑誌・ラジオ・デジタル広告）への広告掲載により、認知度向上に努めた。

（2）規制改革要望

「規制改革に関する提案」（10 項目）を取りまとめ、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」の受付を実施している内閣府規制改革推進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行った。

本年度提出した要望のうち、「独占禁止法第 11 条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し」については、令和 8 年 1 月 28 日開催の内閣府規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループで当協会より説明を行った。その結果、「【事務負担の軽減】検討を予定」との回答が公表された。

上記のほか、「増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和」、「管理型信託会社および自

己信託業務における登録事項の変更に伴う届出期限の緩和」、「金融サービス仲介業に『信託媒介業務』を追加すること」、「信託銀行による対象信託財産に暗号資産関連デリバティブを追加すること」、「信託銀行のグループ会社を委託者とする暗号資産ETF組成を可能とすること」および「暗号資産ETF組成時に信託銀行に求められる態勢整備内容の明確化」について「検討を予定」との回答が公表された。

(3) ESGへの取り組み

会長が委員に就任している金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取り組みを高めていくための議論・行動を行う場である「ESG金融ハイレベル・パネル」（環境省主催）に参加した。

(4) その他の要望活動等

令和6年5月14日に成立した「公益信託に関する法律」の施行に伴い、「公益信託に関する法律施行令（案）」等や、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）（素案）」について、内閣府に意見を提出したほか、新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会に参加し、受託者の立場から意見具申等を行った。また、新たな公益信託制度の周知のため、内閣府の周知活動等に協力した。

2. 信託制度に関する調査・研究等

信託制度に関する調査・研究を推進するため、信託法務研究会、信託税制研究会および信託経済研究会を設置している。

信託法務研究会においては、信託事務費用にかかる償還請求権の放棄と損失補てん規制との関係、暗号資産管理における、受託者責任/善管注意義務の留意点という理論的・実務的に重要なテーマについて検討を行った。

信託税制研究会においては、個人の単年度の所得に対する課税における年齢の考慮の可能性、少子高齢化時代の資産形成と租税のあり方、デジタルと信託を利用した株式取引単位の小口化、信託を利用した富裕層の資産移転について研究を行った。

信託経済研究会においては、「次世代の成長に資する信託～2050年に向けて～」をテーマに研究を行い、その成果を踏まえ、信託経済コンファレンスを開催した。

また、信託研究の振興を図るため、協会創立100周年を機に信託研究奨励金制度を拡充し、信託に関する学問的研究を

志す方々に信託研究奨励金を贈呈するとともに、大学へ信託法講座を寄付した。

さらに、韓国銀行連合会等を往訪し、韓国の信託制度・業務に関する調査・情報交換を行ったほか、カンボジアノンバンク FSA 信託規制部門等の来訪団を受け入れるなど、アジア諸国の信託に関連する団体等との交流を行った。

3. 信託制度の普及・健全な発展に向けた活動の推進

(1) 信託制度の普及活動の推進

社会一般の信託に対する理解を深め、信託制度の改善や活用に資するため、会長記者会見をはじめ信託の受託概況等の各種ニュースリリースを実施するなど、マスコミを通じた広報活動を行った。

また、「日本の信託（2025）」を発行し、消費者関係団体等へ配布したほか、パンフレット等の改訂等、信託の周知・情報提供を行った。

さらに、大学や消費生活センターなどからの依頼を受け、信託の仕組みなどをテーマとした講師派遣を行ったほか、金融経済教育推進機構等と連携し、金融経済教育への取り組みも推進するなど普及活動を行った。

(2) 信託制度の健全な発展に向けた周知・啓発活動の推進

加盟会社に対し、日本弁護士連合会との相続関連業務に関する合意書に基づいて開催される情報連絡会の模様について報告するとともに、同合意書の遵守・徹底を改めて要請した。

また、信託制度の活用が多様化していく中で、信託制度の健全な発展に資するため、以下のテーマで加盟会社以外の一般の方々も参加可能な信託オープンセミナーを開催した。

- ・情報セキュリティ 10 大脅威 2025
- ・公正証書のデジタル化により変わることに変わらないこと

(3) 信託業界のありたい姿（2050年に向けて）に向けた活動の推進

2050年に向けた様々な経済・社会環境の変化を想定し、必要とされる信託制度、信託商品・サービスを展望すべく策定した「信託業界のありたい姿」の実現に向けて、税制改正や規制改革の要望活動活性化の検討や、信託の認知度調査を実施した。

(4) コンプライアンス活動の推進

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る情報提供等を加盟会社に行ったほか、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進するため、加盟会社向けに全国銀行協会

から提供を受けた反社会的勢力に関するデータ提供を実施した。

また、認定個人情報保護団体として、対象事業者に対する指導、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情受付、信託セミナーの開催等を通じて情報提供を行った。

(5) 信託研修事業の推進

加盟会社の職員を対象とする信託通信講座を実施したほか、全国地方銀行協会等に対して信託通信研修に係る協力を行った。

また、信託契約代理店向けに信託業務・信託関連法令の知識習得のための集合研修を開催した。

さらに、加盟会社の役職員を対象に以下のテーマで信託セミナーを開催した。

- ・令和7年度税制改正について
- ・あなたの言動が組織を変える！信託銀行で求められるハラスメント予防と実践対策セミナー
- ・個人情報保護法の基本といわゆる3年ごと見直しの検討状況について

4. 利用者保護の推進

信託の利用者の利便性向上に資するため、利用者等からの相談・照会等に対応するとともに、ホームページ等を通じた信託相談所の周知、相談の受付状況等の情報提供を行った。

また、利用者保護の観点から、指定紛争解決機関として、全ての信託兼営金融機関、信託会社等の信託業務等を対象に、苦情の解決、争いがある場合のあっせんなどを行い、あっせん委員会の運営状況について、ホームページ等を通じて公表した。

さらに、外部有識者からの意見や他の指定紛争解決機関、消費者団体等との情報交換、金融トラブル連絡調整協議会における検討状況等を踏まえて信託相談所の充実・強化に努めた。

5. 協会創立100周年記念事業の検討・実施

令和8(2026)年1月22日に協会創立100周年を迎え、「『感謝』を伝える」、「これまでの歴史・これからのビジョンの『共有』」、「ステークホルダーへの『アピール』」をコンセプトとして、本年度は協会創立100周年記念シンポジウムの開催(2月24日)、記念品の作成・配付、会報「信託」記念号の発行、信託研究奨励金制度の拡充および協会創立100周年記念サイトの制作・公開の協会創立100周年記念事業を実施した。

6. 組織運営の円滑化

協会の主要行事である信託大会、社員・準社員懇談会等については、効率的かつ円滑な運営に努めるとともに、各種委員会等については、その目的を果たすことができるよう、適時、適切に開催した。

また、加盟会社に対する情報提供の充実を図るとともに、事務の合理化・効率化に努めた。

以 上